

のJIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）に準拠して作成するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図（着色を含む）、その他各種図面類

第6章 サンプルング

第1節 概要

6-1 目的

サンプルングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

6-2 試料作製

1. 標本用試料の採取位置及び数量は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	No. 号 番
採取深度	m～ m
土質名	
打撃回数	
採取月日	平成 年 月 日
採取者	

第3節 土質試験用試料（乱した試料）

6-3 試料採取

1. 試料は、原則として地盤を構成する地層が変化するごとに採取するものとする。ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして標本箱又はビニール袋等に密封しておかなければならない。なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残ら

ないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱さない試料）

6-4 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えことなく採取することを目的とする。

6-5 試料採取

1. 採取位置は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に調査職員の承認を受けなければならない。
3. 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取方法は地盤工学会基準JGS 1221「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
4. デニソン型サンプラーによる採取は、土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

第7章 解析等調査業務

7-1 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

7-2 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

1. 既存資料の収集・現地調査
 - (1) 関係文献等の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地踏査
2. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 資料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
3. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の判定